

令和2年度 岐阜県都市計画審議会

(第211回～第214回)

議案番号	議案名	概要
第211回 令和2年7月30日 (書面開催)		
1	各務原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、各務原都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
2	高富都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、高富都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
3	関ヶ原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、関ヶ原都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
4	関都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、関都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
5	美濃都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、美濃都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
6	可児都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、可児都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
7	御嵩都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、御嵩都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針

8	恵那都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、恵那都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
9	中津川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、中津川都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
10	各務原都市計画 区域区分の変更について	都市計画法第21条第1項に基づき各務原都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：2箇所 12.9ha
11	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について	産業廃棄物処理施設の新設を行うもの 破砕施設（8時間） コンクリートくず、がれき類 800 t/日 敷地面積 9,980.00 m ²

第212回 令和2年10月7日

1	岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、岐阜都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
2	大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、大垣都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
3	多治見都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、多治見都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
4	本巣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、本巣都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針

5	美濃加茂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、美濃加茂都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
6	土岐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、土岐都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
7	下呂都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、下呂都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
8	岐阜都市計画 区域区分の変更について	都市計画法第21条第1項に基づき岐阜都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：1箇所 10.4ha
9	大垣都市計画 区域区分の変更について	都市計画法第21条第1項に基づき大垣都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：4箇所 65.9ha 市街化区域除外：1箇所 1.5ha
10	多治見都市計画 区域区分の変更について	都市計画法第21条第1項に基づき多治見都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：2箇所 48.5ha
11	岐阜都市計画区域のうち北方町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さ等を定める数値等の変更について	岐阜都市計画用途地域の変更（北方町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さ等を定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> Ⅲ 約116ha → 約107ha（約9ha減）
12	大垣都市計画区域のうち神戸町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さ等を定める数値等の変更について	大垣都市計画用途地域の変更（神戸町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さ等を定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> Ⅳ 約1,594ha → 約1,567ha（約27ha減）

1 3	大垣都市計画区域のうち安八町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	大垣都市計画用途地域の変更（安八町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> IV 約1,521ha → 約1,481ha（約40ha減）
1 4	多治見都市計画区域のうち多治見市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	多治見都市計画用途地域の変更（多治見市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> III 約6,004ha → 約5,955ha（約49ha減）
1 5	本巣都市計画区域のうち本巣市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	本巣都市計画用途地域の変更（本巣市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> III 約3,000ha → 約2,847ha（約153ha減） V 約 119ha → 約 249ha（約130ha増）
1 6	関ヶ原都市計画区域のうち関ヶ原町における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	関ヶ原都市計画用途地域の変更（関ヶ原町決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> III 約2,097ha → 約2,091ha（約6ha減）
1 7	岐阜都市計画道路の変更について	■3・3・91芥見太郎丸線 ○区域変更 L=約1,080m ○延長変更 L=約4,670m→約4,680m ○車線数決定 4車線 ■3・6・96兔走山祇園線 ○区域変更 L=約220m ○終点位置変更 ○延長変更 L=約2,260m→約2,240m ○車線数決定 2車線

第213回 令和2年12月16日

1	海津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、海津都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
---	-----------------------------------	--

2	養老都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、養老都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
3	輪之内都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、輪之内都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
4	揖斐都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、揖斐都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
5	八百津都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、八百津都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
6	瑞浪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、瑞浪都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
7	高山都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、高山都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
8	古川都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、古川都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
9	神岡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、神岡都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針

第214回 令和3年3月24日

1	羽島都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、羽島都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
2	八幡都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	都市計画法第6条の2に基づき、八幡都市計画区域の下記の事項を変更する。 1. 都市計画の目標 2. 区域区分の決定の有無 3. 主要な都市計画の決定の方針
3	羽島都市計画 区域区分の変更について	都市計画法第21条第1項に基づき羽島都市計画区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入：1箇所 71.5ha
4	羽島都市計画区域のうち羽島市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について	羽島都市計画用途地域の変更（羽島市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> Ⅲ 約4,015ha →約3,945ha(約70ha減)
5	八幡都市計画道路の変更について	■1・5・1一般国道256号線 ○路線の追加 L=約130m ■3・6・6一般国道256号線 ○路線の追加 L=約10,330m
6	多治見都市計画道路の変更について	■3・5・21市之倉線 ○区域変更 L=約890m